

前文

議会は、町民に選ばれた議員で構成する町民の代表機関であり、二元代表制の一翼として町民の負託に応える責務を有している。

その責務を果たすため、議会は議会と議員の権能と果たすべき役割を明らかにし、町民との情報の共有を図り、最良の議会運営をしなければならない。

地方分権一括法の施行により、正に地方公共団体の意思決定及び自己責任の範囲は拡大しており、議会の果たすべき役割が問われてきている。

このような状況下、私たちの暮らしは、今日、都市と地方の生活格差、人口減少等の課題に直面しており、「結いの心」を持って活力あるまちづくりを進めていくためには、町民との信頼関係及び協働の精神が不可欠である。

よって、これまでの積み重ねてきた議会改革の取り組みをより確かなものとし、安心して暮らせる社会の実現を鑑み、「より開かれ信頼される議会」及び「議会機能の充実」の実現を目指すため、ここに高根沢町議会基本条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、分権時代にふさわしい協働によるまちづくりを実現するため、議会及び議員の活動原則等の議会に関する基本的事項を定めることにより、公平、公正で透明な議会運営を図り、もって町民福祉の向上及び民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

（議会の使命）

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき運営を行うものとする。

- (1) 公開性、公正性、透明性及び信頼性を確保し、町民に開かれた議会を目指すこと。
- (2) 把握した町民の多様な意見をもとに、政策提言、政策立案等の強化に努めること。
- (3) 町長その他の執行機関（以下「町長等」という。）について、適切な行政運営が行われているかを監視し、及び評価すること。
- (4) 町民の傍聴意欲が高まるよう、分かりやすい言葉及び表現を用いた議会運営に努めること。
- (5) 継続的に議会改革の推進に取り組むこと。

（議長の使命）

第3条 議長は、議会を代表し、議会の秩序保持、議事の整理及び議会事務の統理を行い、中立公正な立場で、民主的かつ効率的な議会運営を行うものとする。

2 議長は、議案の審議に用いる資料を町民に公表する等、分かりやすい議会運営を行うものとする。

（議員の使命）

第4条 議員は、議会の構成員として、町民全体の福祉の向上を目指し活動するものとする。

高根沢町議会基本条例（案）

- 2 議員は、町政全般の課題及び町民の多様な意見を的確に把握するものとする。
- 3 議員は、議会活動について、町民に対し説明に努めるものとする。
- 4 議員は、日常の調査及び研究活動を通じて自らの資質の向上に努めるものとする。
- 5 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互の自由な討議を尊重しなければならない。

（議員の政治倫理）

- 第5条 議員は、町民の代表としてその倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使することによって、町民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。
- 2 議員は、高根沢町議会議員政治倫理条例（平成 25 年高根沢町条例第 38 号）を規範とし、遵守しなければならない。

（議決事件）

第6条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 2 項に規定する議会の議決事件は、次のとおりとする。

- (1)高根沢町まちづくり基本条例（平成 20 年高根沢町条例第 20 号）第 14 条で定める地域経営計画の策定又は変更

（委員会の適切な運営）

- 第7条 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）は、町政に関する政策立案及び政策提言を活発に行い、議会の閉会中においても、その専門性及び特性を活かした活動を積極的に行うものとする。
- 2 委員長は、委員会審査にあたって、資料等を公表し、町民に分かりやすい運営を行うものとする。
 - 3 委員の選任その他委員会に関し必要な事項は、高根沢町議会委員会条例（昭和 50 年高根沢町条例第 18 号）で定めるものとする。

（全員協議会）

第8条 議会は、町政に関する課題等について協議又は調整を行うための場として、議員全員で構成する全員協議会を置く。

- 2 全員協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

（情報提供、情報公開等）

第9条 議会は、町民に対し積極的にその有する情報を提供し、情報の共有を推進するとともに、説明責任を十分に果たさなければならない。

- 2 本会議のほか、全ての会議は公開を原則とする。

高根沢町議会基本条例（案）

（議決状況等の公表）

第 10 条 議会は、町民に対する説明責任を果たすため、定例会及び臨時会ごとに、各議案に係る各議員の賛否その他議決の状況について公表するものとする。

（広聴の充実）

第 11 条 議会は、町民の多様な意見を把握し、町政に反映するため、町政全般にわたって、議員及び町民が自由に情報及び意見を交換する場を設け、広聴活動の充実に努めるものとする。

（広報の充実）

第 12 条 議会は、多くの町民が議会及び町政への関心を高めるよう、多様な広報手段を積極的に活用することにより、広報活動の充実に努めるものとする。

（会派）

第 13 条 議員は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員により、会派を結成することができる。

2 会派は、政策立案、政策提言、政策決定等に関し、議員間の合意形成を図るよう努めるものとする。

（議員研修の充実強化）

第 14 条 議会は、議員の政策立案等の能力向上を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。

（災害発生時等の対応）

第 15 条 議会は、町民の生命又は生活に直接影響を及ぼす災害等が発生した場合において、町長等との連携による効果的かつ機動的な災害復旧を進めるため、高根沢町議会災害対応指針に基づき、体制の整備に努めるものとする。

2 議員は、災害等が発生した場合においても、議会が開催する会議に参集できるよう態勢の保持に努めるものとする。

3 議員は、災害等が発生した場合は、被災状況等の情報収集に努めるとともに、被災者の安全確保若しくは避難所への誘導又は避難所に対する支援を行うなど、共助の取組が円滑に行われるよう努めるものとする。

（議員定数）

第 16 条 議員定数は、議会の役割及び機能を十分に果せるよう、委員会審査の充実、町長等に対する監視機能、評価機能及び政策提言機能の実効性等を考慮して定める。

高根沢町議会基本条例（案）

- 2 議員定数は、高根沢町議会の議員の定数を定める条例（平成 14 年高根沢町条例第 36 号）で定めるものとする。

（議員報酬）

- 第 17 条 議会は、議員報酬の額の改定を行うに当たっては、高根沢町特別職報酬等審議会条例（昭和 39 年高根沢町条例第 168 号）第 2 条に規定する高根沢町特別職報酬等審議会の意見を尊重するものとする。
- 2 議員報酬は、高根沢町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 44 年高根沢町条例第 1 号）で定めるところによる。

（議会事務局）

- 第 18 条 議会は、議会の政策立案機能の向上のため、議会事務局の体制の整備及び強化を図るものとする。

（最高規範性）

- 第 19 条 この条例は、議会に関する最高規範であり、議会は、この条例を誠実に遵守するものとする。

（検証）

- 第 20 条 議会は、常に町民の意見及び社会情勢の変化等を勘案し、この条例の目的が達成されているかについて、一般選挙前に議会運営委員会において検証するものとする。
- 2 議会は、前項による検証の結果を公表し、制度の改善が必要となったときは、この条例の改正を含めて適切な措置を講じるものとする。
- 3 第 1 項による検証の結果については、一般選挙後の議会に引き継ぐものとする。